



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q** 厚生年金加入が70歳以上も(納入義務を検討)・・・と言う新聞の見出しを見てびっくりしました。いくら高齢化社会だと言ってもこれからどうなるのでしょうか？

**A** そうですね。私も厚生年金保険料を払うのは70歳までで良いと思っていたのに、新聞を見てびっくりしました。国が年金原資をしっかりと確保しないからいつまでたっても保険料を払わなくてはならないと腹立たしい気持ちになるとともに、過去に役人が年金原資を湯水のように使って不要な施設を作り、無駄にしていたことも思い出されますね。

そうは言っても、戦時中にできた厚生年金保険制度が、現在の日本のように世界でも突出した急速な高齢化社会を予め予想することは難しい事でした。事実、最近の死亡年齢の最頻値(死亡のピーク)は、男性が87歳、女性は93歳です。男女とも90歳前後まで生きる可能性が高くなりました。

そして健康寿命は伸び続け、高齢者の体力・運動能力はこの10年で約5歳若返っており、現在70歳前半の能力は14年前の60代後半と同じというデータもあります。事実、60歳以上の方に伺ったところ70歳以降まで働くことを希望している高齢者は8割に上ります。

公的年金は5年に一度、制度を検証しており、今年はその検証する年にあたります。今回の厚生労働省の案は、6月をめぐりに厚生年金の加入期間を延長した場合の年金額の変化を試算した結果を公表し、その後本格的に議論することになります。

具体的には次の①～③案が出ています。

- ①現在65歳までの雇用義務を70歳やそれ以上の就業機会を確保する法整備をする
- ②現在保険料は70歳まで払う制度だが、一定以上の収入がある場合に、70歳以上でも払い込み期間を延長する検討
- ③年金の受給開始は、現在60歳～70歳の範囲で選択可能だが、後ろ倒しも可能になる

一方で、働きながら厚生年金保険に加入していると「在職老齢年金」制度により年金が減額され就業意欲を削ぐ形となっており、「在職老齢年金」の見直しや廃止案も出てきています。

厚生年金の加入期間が延びれば当然に公的年金財政の支え手が増えます。2016年10月より、501人以上の企業で働くパートの内、月収8.8万円以上、週所定労働時間20時間以上が社会保険に加入することとなりました。この「適用拡大」によりパートなどの短時間労働者の加入数は厚労省の予想を超えて40万人増えたそうです。社会保険に加入して将来の年金を増やしたいという人が多いということですね。

パートが社会保険に加入すると、企業の負担も増え、パートの社会保険加入に反対する業界もあります。反対する主な業界は、スーパーや外食産業です。人手不足の上に、パートで社会保険に加入したくないため働く時間を短く調整をする方もいる一方、会社にとっては人材確保ともなるので「我社はパートでも社会保険にも入ってもらって将来安心できる福利厚生が整っていますよ」と言える企業であって欲しいと思います。

数年前には社会保険の適用事業所であるにも関わらず社会保険に入っていない企業には厳しい調査や指導があり、特に国土交通省と厚生労働省が協力して建設業の労働環境を良くしようとしました。

しかし最近の調査では厚生年金保険に加入する資格がありながらも、加入できない人がまだ156万人もいるとの報道がありました。加入逃れの疑いがある事業所は2018年9月で約40万あるそうです。

厚生年金保険だけでなく2017年1月より、65歳以上で新たに雇用された人も雇用保険加入が義務となったため、雇用保険の加入者が増加し、高齢者が働ける様々な制度が整ってきています。

「働き方改革」は高齢者も働き続ける事ができる改革となるようですね。年金制度は国の威信をかけてしっかりとした制度とし、子供や孫たちに負債を残さないようにと願うばかりです。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980